



～宅建くしろ～

平成30年2月7日発行

# 支部情報

2017. No.5

発行：(公社)北海道宅地建物取引業協会釧路支部 発行人：小泉 弘 編集人：尾越史典  
釧路支部ホームページ <http://www.takken-kushiro.jp/>

## ■ 平成30年新年交礼会を開催しました

平成30年新年交礼会を1月18日(木)午後6時より、ANAクラウンプラザホテル釧路において開催しました。当日は、伊東良孝衆議院議員ほか来賓6名と会員57名の多くの皆様方にご参加いただき、新年の幕開けにふさわしい賑やかな新年交礼会となりました。



(総務財務委員会)

## ■ 第3回宅建協会不動産セミナーを開催しました

去る2月6日(火)平成29年度第3回宅建協会不動産セミナー(研修会)を、ANAクラウンプラザホテル釧路において開催しました。

第1部は「近時の法令改正、重要判例について」として、諏訪・高橋法律事務所 弁護士 諏訪 裕滋氏にご講義を頂きました。

第2部は「宅建業法改正!既存住宅取引における宅建業者の業務のポイント」として深沢綜合法律事務所 弁護士 柴田龍太郎氏の全宅連研修講義用DVDを使用しました。

今回出席された会員は、71社93名でした。

都合により欠席された方々には、当日のテキストをお届けしますのでご活用ください。



### \* 研修会受講会員ステッカーについて \*

宅地建物取引業保証協会では、宅地建物取引業法第64条の6において定められている宅地建物取引業保証協会の研修を受講している証として、ステッカーを配布しております。平成29年度の宅建協会不動産研修会を受講されました会員の皆様には配布を完了しましたが、受領していない方がおられましたら事務局までお知らせください。

## 平成 29 年度不動産研修会の全回出席者名簿

平成 29 年度不動産研修会の全 3 回に皆勤された方は下記の通りです。※昨年比 6 社減

アークステージ(株)	(有)佐藤産業	(株)竹林不動産企画
Rスタジオ(株)	十條信用販売(株)	宅建商事(株)
(有)アイ・エヌ・ティ不動産	(株)新建	(株)タツミ企画
アサノ企画設計	(株)住まいるハウジング	(有)東商
(有)アルキテット	(有)せいつう	中標津不動産(有)
(株)栄建	(有)釧根企業	ホームライク釧路企画
(株)エッセ 釧路支店	釧新開発(株)	北海道建物(株)釧路支店
(有)エム・ティ・エヌ	第一宅建設計(株)	ミサホーム北海道(株)釧路店
(株)カナディアンパレス	(有)大道開発	(有)ミズノ企画
釧路信興(株)	太平洋興発(株)釧路支店	みどり宅建(株)
ケイズ不動産サービス(有)	(有)タウンライフ企画	(株)ユカコーポレーション
(有)斎藤組	拓殖不動産(株)	(有)米倉商事
		36社

(苦情研修委員会)

## ■ 相談・苦情処理研修会を開催しました

去る 1 月 30 日 (火)、釧路支部会議室において、支部不動産相談員の知識修得・技量の向上を目的とした平成 29 年度相談・苦情処理研修会を開催しました。

当日は、「DVD鑑賞」、「釧路支部相談事例について」と、本部事業部相談担当職員による「本部相談所における苦情相談実例について」の講義を受け、実際の相談や弁済事例についての勉強をしました。

支部役員職員 12 名が聴講し、大変勉強になる研修でした。

(苦情研修委員会)

## ■ 法令等の改正情報について

- ・「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」の改正に伴う宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

平成 29 年 12 月 8 日 国土動第 105 号

空き家等低額物件の媒介に係る宅建業者の負担適正化に関し、国土交通省において昭和 45 年建設省告示第 1552 号の一部を改正する告示 (平成 29 年国土交通省告示第 1155 号) による改正後の宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額が施行されることに伴い「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」について一部改正が行われることとなり、同省より周知の要請がございました。

本改正は平成 30 年 1 月 1 日より実施されております。

- ・住宅宿泊事業法施行要領 (ガイドライン) について

平成 29 年 12 月 26 日 国土動第 113 号、国住マ第 44 号

本年 6 月 16 日に公布され、平成 30 年 6 月 15 日に施行予定の「住宅宿泊事業法」について、国土交通省では、本法及び関係の政省令に関する規程の解釈及び留意事項等についてガイドラインを策定されました。

(全宅連HP) ⇒ (会員ログイン) ⇒ (法律改正情報)

※ID、パスワードが必要です。事務局までお問合せ下さい。

(企画広報近代化委員会)

## ■ 釧路市の市有地処分の媒介依頼について

本年度の釧路市より市有地処分の媒介依頼がありました物件は、現在9件（注：一部売却休止中）ございます。市有地処分媒介について、会員の皆様にご協力をお願いします。

【本年度の対象物件】

(H30.2.7現在)

物件番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )	売払金額(円)
1	釧路市大町7丁目11番	宅地	240.19	2,758,000
3	釧路市星が浦南5丁目4番5	雑種地	2,798.22	8,362,000
4	釧路市音別町朝日3丁目36番	宅地	売却休止中	
5	釧路市阿寒町中央2丁目25番112	宅地	464.68	1,935,000
6	釧路市阿寒町中央2丁目25番142	宅地	461.91	2,270,000
7	釧路市阿寒町富士見2丁目50番	宅地	380.79	1,780,000
8	釧路市音別町中園1丁目30番1	宅地	614.26	1,824,000
9	釧路市音別町中園1丁目30番2	宅地	611.58	1,816,000
10	釧路市音別町中園1丁目30番3	宅地	612.07	1,817,000

○申込受付期間 平成29年4月17日～平成30年2月28日まで

＜物件に対してのお問合せ先＞

釧路市総合政策部市有財産対策室（電話0154-23-5195）

ホームページ <http://www.city.kushiro.lg.jp/>

トップページ上段の緑色のメニューより「産業・ビジネス」をクリックし、ページ下部より「売却情報」⇒「市有財産売却事業（価格固定先着順）の概要」へとお進みいただくと、物件概要の詳細が掲載されております。

＜協定に関するお問合せ先＞

宅建協会釧路支部（電話0154-25-2222） ※協定に関する書類があります。

（企画広報近代化委員会）

## ■ 釧路錦町駐車場附帯施設空きテナント貸借の紹介協力について

釧路市と協定を交わしております釧路錦町駐車場附帯施設の貸借の媒介に関して、平成29年度の媒介依頼がございましたので、テナント貸借の紹介協力について、会員の皆様にご協力をお願いします。

1. 貸借の媒介を依頼する物件

- (1) 名称 釧路市錦町駐車場附帯施設
- (2) 所在地 釧路市錦町4丁目7番地
- (3) 種類 店舗・事務所
- (4) 区分 1階
- (5) 使用面積 217m<sup>2</sup>（応相談）
- (6) 使用料 店舗 2,530円（1m<sup>2</sup>ごとに月額）  
事務所 1,940円（1m<sup>2</sup>ごとに月額）

2. 依頼期間 平成29年4月17日から平成30年3月31日まで

＜協定に関するお問合せ先＞

宅建協会釧路支部（電話0154-25-2222） ※紹介を希望される場合は、ご照会下さい。

＜物件及び釧路市駐車場条例に対してのお問合せ先＞

釧路市総合政策部都市計画課（電話0154-31-4554）

ホームページ <http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/>

上記トップページ検索バナーに「錦町駐車場テナント」を入力。

（企画広報近代化委員会）

## ■ 釧路町固定資産税に係る所有者等の閲覧の取扱い変更について

別紙案内の通り、釧路町における固定資産税に係る所有者等の閲覧（所有者、所在地、地目又は構造、地積又は床面積、家屋番号）については、これまではどなたでも閲覧することができましたが、個人情報の取扱いに慎重さが求められる昨今の状況から、平成30年4月1日より本人以外の方への提供は行わないこととなります。なお、第三者の取得は委任状が必要となりますので、お知らせいたします。（総務財務委員会）

## ■ 訃 報

当協会会長 朝野邦夫氏(藪商事株式会社)が、平成29年12月19日にご逝去されました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

(総務財務委員会)

## ■ 「あなたの不動産、税金は」の頒布について

29年度版の在庫が少々ございます。購入希望者は支部事務局までお申し出下さい。

- ◎ 税金解説書「あなたの不動産、税金は」(平成29年版)  
1冊 200円(税込)

(苦情研修委員会)



## ■ 年会費の納入について

本年度の会費は、平成29年6月30日迄の納付期限として納付書をお送りしておりますが、既に期日が過ぎております。未納の方は恐縮ではございますが、早期納入にご協力下さい。

宅建協会会費(年額)	正会員	53,600円
	準会員	37,600円
保証協会会費(年額)		6,000円

(総務財務委員会)

## ■ 事務所の休業のお知らせ

下記事由につき、支部事務所を休業します。

2月14日(水) 事務局都合



(総務財務委員会)

## ■ 支部会員 入・退会・移動情報



### ★ 退 会 (正会員)

1 2 月 1 5 日

釧路 (6) 395 号

釧栄ハウス(有)

代表取締役

横澤 謙三

専任宅建士

横澤 謙三 (釧路 283 号)

釧路市愛国西 1 丁目 2-6

Tel (0154) 36-6889 Fax (0154) 36-6654

### ★ 代表者変更

(有)アクセス

代表取締役

佐藤 尚央

(株)浜名工務店

代表取締役

浜名 健一

(株)土屋ホーム流通釧路東営業所

政令使用人

小幡 貴也

### ★ 住所変更

(有)アルキテット

釧路市浦見 3 丁目 1-8

Tel (0154) 65-7255 Fax (0154) 65-7266

### ★ 専任宅建士変更

(株)土屋ホーム 流通釧路支店

退任

外崎 昭彦 (石狩 8639 号)

(株)土屋ホーム 流通釧路東営業所

就任

小幡 貴也 (石狩 16975 号)

〃

退任

杉森 安彦 (石狩 18777 号)

平成 3 0 年 2 月 7 日現在 正会員 1 0 7 名 準会員 2 2 名 計 1 2 9 名

(総務財務委員会)

## ■ 行事・会議報告

### 本 部

1 2 月 4 日 (月) 第 2 回研修委員会  
1 2 月 6 日 (水) 第 2 回企画事業委員会  
1 月 2 3 日 (火) 第 4 回理事会  
2 月 2 日 (金) 第 3 回企画事業委員会

小泉本部理事 出席  
鈴木本部委員 出席  
小泉本部理事 出席  
鈴木本部委員 出席

### 支 部

1 2 月 1 日 (金) 不動産無料相談会  
1 2 月 8 日 (金) 不動産無料相談会  
1 2 月 1 1 日 (月) 第 2 回総務財務委員会  
1 2 月 2 1 日 (木) 平成 2 9 年度根室振興局移住・定住推進連絡協議会

大畑運営委員 出席

1 月 9 日 (火) 第 2 回委員長会議  
1 月 1 1 日 (木) 釧路公立大学訪問 (試験会場借用申込)  
1 月 1 8 日 (木) 第 5 回運営委員会  
1 月 1 8 日 (水) 平成 3 0 年新年交礼会 (ANAクラウンプラザホテル釧路)  
1 月 3 0 日 (火) 平成 2 9 年度相談・苦情処理研修会  
2 月 5 日 (月) 企画広報近代化委員会 広報誌発行事業担当者会議  
2 月 6 日 (火) 第 3 回不動産セミナー (ANAクラウンプラザホテル釧路)

(総務財務委員会)

◆ 宅地建物取引士 法定講習日程予定 ◆

開催日	講習会場	受付期間
2月28日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	2月5日(月)～2月9日(金)
3月7日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
3月14日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
4月25日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	4月2日(月)～4月6日(金)
5月9日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
6月6日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	5月14日(月)～5月18日(金)
6月13日(水)	帯広市 ホテル日航ノースランド帯広	
6月20日(水)	函館市 フォーポイントバイシェラトン函館	
6月27日(水)	旭川市 アートホテル旭川	
7月18日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	7月2日(月)～7月6日(金)
7月25日(水)	釧路市 ANAクラウンプラザホテル釧路	
8月22日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	7月30日(月)～8月3日(金)
9月12日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
9月19日(水)	苫小牧市 グランドホテルニュー王子	
10月31日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	9月25日(火)～9月28日(金)
11月7日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	

(注意)

- ・有効期限の6ヶ月前から受講出来ます。
- ・宅建協会からの更新案内は、概ね有効期限の約3ヶ月前に道本部より郵送されます。  
(北海道知事の指定する「宅地建物取引士法定講習」の指定機関は2団体あります。)
- ・振興局へ住所変更をされていない場合や、有効期限が切れている場合、更新案内は届きません。資格登録をしている場合、氏名・住所・本籍・勤務先について変更が生じた場合、登録している振興局に変更登録申請書を遅滞なく提出しなければなりません。

(苦情研修委員会)

## ～事務局からのお知らせ～

### 代議員の立候補及び推薦について

平成30・31年度の代議員候補者選出の選挙を平成30年3月に実施致します。後日案内を送付いたしますので、立候補及びご推薦をお願い申し上げます。

### 支部会員会議 開催のご案内

第7回支部会員会議は、4月24日（火）に開催いたします。案内並びに会議資料は4月中旬にお送りする予定です。ご出席よろしくお願い致します。



### 「法定講習（釧路会場）」の開催について

7月25日（水）、「宅地建物取引士法定講習」が5年ぶりに釧路で開催されます。5月下旬頃、対象者には道本部より郵送されます。振興局へ住所変更をされていない場合や有効期限が切れている場合、申込書は届きませんので、事前に事務局までお知らせ下さい。

### 釧路市の町内会加入への呼びかけをお願いします

転入出の多い時期となり、会員の皆様には業務多忙のところ誠に恐縮ですが、釧路市の町内会加入への呼びかけにご協力をお願いします。町内会への加入促進用のポスター及びチラシを配布していただける方は、送付致しますので、事務局までお知らせください。

### 釧路市地域安心ネットワーク事業にご協力をお願いします

釧路市地域安心ネットワーク事業とは、地域住民や様々な団体・事業者にご協力いただき、プライバシーに配慮しながら地域を日常的に見守り、必要な支援につなげる体制のことで、会員の皆様におかれましては、業務の中で地域の見守り活動へのご協力をお願い申し上げます。

詳しくは、釧路市ホームページ <http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/>  
上記トップページ検索バナーに「地域安心ネットワーク事業」を入力。



## 「重要事項説明書」における関係法令等の窓口情報について

北海道ホームページに、「重要事項説明書」における関係法令等の北海道及び市町村窓口をまとめたページがございますので、ご活用ください。

北海道ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>  
上記トップページ検索バナーに「重要事項説明書」を入力。

(注意事項)

- ・ここにまとめたものは、(1) 宅地建物取引業法第35条第1項第2号関連（施行令第3条）の法令に基づく制限、(2) 宅地建物取引業法第35条第1項第14号イ関連（施行規則第16条の4の3）の法令に基づく制限、(3) 条例及び指導要綱等に基づく制限について、北海道及び各市町村における該当の有無及び窓口です。
- ・平成29年10月20日現在の情報であり、その後変更が生じている場合があります。詳細は各窓口にお問い合わせください。
- ・本ページに掲載されている情報の正確さには万全を期していますが、利用者の責任においてご使用ください。



## 支部HPのリンク情報の提供について（お願い）

釧路支部のホームページ上の会員紹介のページに、自社ホームページへのリンクを載せませんか？希望される場合は、事務局までお知らせください。



## 「宅建士バッジ」販売のお知らせ

(一財)ハトマーク支援機構が作成した「ハトマーク宅建士バッジ」の販売をしております。※一人につき一個4,000円(税込)  
ハトマーク宅建士バッジは、北海道宅建協会所属会員の代表者及び従業者であり、宅地建物取引士(主任者)証の交付を受けている者が、販売の対象者となります。購入に際しましては、「ハトマーク宅建士記章交付申請書」及び宅地建物取引士(主任者)証・従業者証明書のコピーや「規程遵守の同意書」などの書類提出が義務付けられております。  
購入を希望される場合は、支部事務局までお問合せください。



## 掲示・携帯していますか？

業者票・報酬規定表・従業者証明書・取引台帳などを事務局で販売しております。購入を希望される方はお問合せ下さい。

(注) 業者票はH27.4.1、従業者名簿はH29.4.1、報酬規定表はH30.1.1に変更されております。正しい掲示や備え付けを行いましょう。

